

国空航第 2020 号
国官参事第 1291 号
平成 30 年 3 月 14 日

株式会社ソラシドエア
安全統括管理者 増田 秀隆 殿

国土交通省航空局安全部長
高野 滋

**運航乗務員の不適切な行為及び不十分な運航乗務員の健康管理について
(厳重注意)**

平成 30 年 2 月 24 日（土）、貴社所属の機長が、乗務する機材の到着を固定橋で待っていたところ、体調不良により一時的に倒れ込んだものの直ぐに体調が回復したため、SNJ39 便（羽田発－長崎着）及び折り返し便である SNJ42 便（長崎発－羽田着）に乗務した事案が発生したと、同月 27 日（火）に貴社から航空局に報告があった。

上記事案に関しては、別紙のとおり運航乗務員の不適切な行為及び不十分な運航乗務員の健康管理が判明した。

これらは、機長が正常な乗務ができないおそれがある状況で運航され、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず、航空法第 71 条に抵触するおそれがあるとともに、同法第 104 条の運航規程に違反するものである。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、厳重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、平成 30 年 4 月 11 日（水）までに文書にて報告されたい。

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な運航乗務員の健康管理

- 機長は、SNJ39 便の出発前に体調不良により一時的に倒れ込んだものの直ぐに体調が回復したため、一過性のものと自己判断し、航空身体検査基準に適合しなくなったおそれのある状態で同便に乗務した。
- 副操縦士は、機長が正常な乗務をできないおそれがあったにも関わらず、機長の一連の様子から乗務に支障がないものと判断した。
- 運航乗員部は、SNJ39 便の到着後に機長等からの報告を受けて、機長が正常な乗務をできないおそれがあったにも関わらず、健康管理部門等への情報提供、乗務停止等の必要な措置を講じず、機長に SNJ42 便の乗務をさせた。